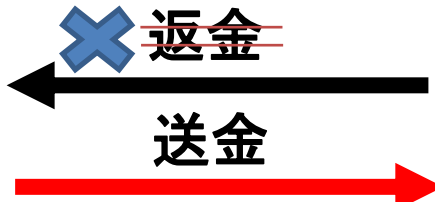


消費生活センターだより

第 120 号
令和 6 年 10 月

〇〇ペイでの返金は詐欺を疑って！

ネットショッピングなどで「商品が欠品しているので〇〇ペイで返金する」と言われ、業者の指示に従って「返金」手続きをしたら、業者に「送金」されていたというトラブルが増えています。



【事例】

・スマートフォンで検索した通販サイトで2万円分の商品を注文し、相手が指定する外国人名義の銀行口座に代金を振り込んだ。数日後「商品が欠品のため、交換か返金を選ぶように」とメールが来たため、返金を選んだところ「〇〇ペイで返金する。カスタマーセンターの無料通話アプリのアカウントを登録してほしい」とのことだった。アプリの通話で、片言の日本語を話す男性から指示を受け、〇〇ペイの注文コード「90000」を入力した。しかし、「返金ができなかった。また翌日電話する」と言われ、翌日、同じように注文コードを入力した。コード入力後の画面をよく確認すると、前日分と合わせて自分の残高から相手へ「18万円」の送金となっており、詐欺業者に騙されたことに気が付いた。業者に連絡しようとしたが、メールやアプリから連絡しても返事は無かった。

～アドバイス～

- ・「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑いましょう。特に、ネット通販の支払いを銀行振込や電子マネーで行っているのに、支払いで使っていないコード決済で返金を行うことは極めて不自然です。
- ・被害にあった場合は、すぐに決済サービス事業者にご相談しましょう。
- ・上記の事例以外にも、返金のために必要だと言われて、決済サービスのパスワードを業者に教えたら、その直後に数十万円を他人に送金されてしまったという詐欺が発生しています。
- ・被害に遭わないためには、あやしい通販サイトを利用しないことが大切です。サイト内の日本語がおかしい、ブランド品が通常より安い、振込口座が個人名義、事業者の連絡先が記載されていないなど、不審な点があれば購入をやめましょう。
- ・事業者とトラブルになったり、不安に感じたら、消費者ホットライン（188）や消費生活センタに相談してください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019